

大学発ベンチャーを設立する際の法人形態について  
— 一般社団法人のケース —

岡村慶・野口拓郎・岡村千恵子

高知大学学術研究報告 第73巻  
抜刷 (2024)

# 大学発ベンチャーを設立する際の法人形態について

－一般社団法人のケース－

岡村慶<sup>1</sup>・野口拓郎<sup>1</sup>・岡村千恵子<sup>2</sup>

<sup>1</sup>高知大学教育研究部総合科学系複合領域科学部門

<sup>2</sup>京都外国語大学共通教育機構

## Corporate Form for Founding of a University-Originated Venture

－ Example of General Incorporated Association －

Kei Okamura<sup>1</sup>, Takuroh Noguchi<sup>1</sup> and Chieko Okamura<sup>2</sup>

<sup>1</sup> *Kochi University, Research and Education Faculty, Multidisciplinary Science Cluster,  
Interdisciplinary Science Unit*

<sup>2</sup> *Kyoto University of Foreign Studies, Institute for Liberal Arts and Sciences*

**Abstract:** In the process of building a career in a startup, the event of founding a company can provide great experience. Startup companies are generally founded as joint stock companies, limited liability companies, or sole proprietorships. In recent years, in addition to the above three forms, it has become possible for a company to take the form of a general incorporated association. In this article, we will look at the founding of a university-based venture as a general incorporated association.

キーワード：大学発ベンチャー，研究者の起業，一般社団法人

Keywords: Venture from University, Researcher's Entrepreneur, General Incorporated Association

## 1. はじめに

経済産業省は、令和3年度「スタートアップ・中小企業への兼業副業・出向等支援補助金（中小企業新事業創出促進対策事業）」において、大企業等で経験を積んだ人材のITテクノロジーを駆使してビジネス展開するテック系スタートアップへの挑戦を支援した。事業の執行団体は一般社団法人社会実装推進センターであった（注1）。この事業は”SHIFT (x)”（シフトエックス）と題し7件のモデル事業が採択され、実証事業が実施された（注2）。このモデル事業で、ベンチャーキャピタルであるジャフコグループ株式会社が、日本のスタートアップマーケットの拡大を目指す人材支援プログラムとして「キャリアアカデミー」を開講している。第1回のテーマは『大企業とスタートアップ、あなたにとっての「良いキャリア」はどちら？』であった（注3）。

「キャリア」という言葉であるが、複数の意味があり理解が難しい。学校教育における「キャリア教育」の変遷については工藤（2017）<sup>1)</sup>に詳しい。これによると、教育分野で「キャリア教育」という言葉が初めて用いられたのは1999年（平成11年）の中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善において」（注4）であった。ここでの「キャリア教育」の定義は「学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」とされ、望ましい職業観・勤労観の育成が中核であった。2011年（平成23年）の中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、「キャリア教育」の定義は「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と示された。この中で使われている「キャリア発達」とは「社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」と示されている。また「キャリア」とは「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」とされている。したがって、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね（＝キャリア）を形成しつつ、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程が「キャリア発達」であり、必要な基盤となる能力や態度を育てることでキャリア発達を促す教育が「キャリア教育」であるといえる。ここでの「キャリア教育」は、平成11年答申での「望ましい職業観・勤労観の育成」という観点に、「人生観の育成」という観点を追加した形になっている。次に厚生労働省管轄の定義についてみていくと、同省職業能力開発局の平成14年「キャリア形成を支援する労働市場政策研究会」報告書によると、「キャリア」とは、『一般に「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないし継続性を持った概念として捉えられる』と記載されている。ここでの「キャリア」は、先の文部科学省による定義と似ており、連なり、積み重ね、持続性、継続性などという言葉で表される概念であるが、主に職務に関するものとして取り扱っている。また「キャリア形成」とは、『このような「キャリア」の概念を前提として、個人が職業能力を作り上げていくこと、すなわち、「関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと」と捉えることが適当と考えられる』とされている。このように、「キャリア形成」については、厚生労働省の資料では「職業能力を作り上げていくこと」と定義しているが、文部科学省の2011年度答申資料では定義されておらず、あくまで「キャリア」の形成という文脈で使われることになるため、十分注意して使用する必要がある。なお前段に記載したテーマでの「良いキャリア」とは、厚生労働省の定義による「関連した職務の連鎖」と捉えるべきものであろう。

さて、スタートアップでのキャリア構築過程において、創業というイベントでは大きな経験を得ることができる。スタートアップ企業の創業形態として、一般に株式会社、合同会社、個人事業主がある。それぞれの特徴と、大学発ベンチャーとの相性については拙稿<sup>2)</sup>で述べた。2008年12月に「一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）」が施行され、その結果、一般社

団法人の設立は、公益性が無く設立ができる、事業内容の制限がなく、営利事業も実施できるなど、柔軟に行えるようになった。そのため、近年では上記3形態以外に、一般社団法人の形態を取ることもできるようになっている。本稿では一般社団法人としての大学発ベンチャー創業について見ていく。

## 2. 一般社団法人の設立について

一般社団法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下法人法と呼ぶ）に基づいて設立された社団法人のことを言う。まず設立方法について、株式会社と比較しながら見ていく（第1表）。一般社団法人は法人格を持つ団体である（法人格については拙稿<sup>3)</sup>を参照されたい）。設立の際には法務局へ登記を行う必要がある。登録免許料は6万円で、株式会社よりは安価である。一般社団法人も定款を作成する必要がある、その認証代は5万円である。なお株式会社の場合は、資本金により3万円から5万円となっている。一般社団法人には資本金という概念は無いため、形式上は初期費用不要で登録可能である。最低構成人員としては、社員2名と理事1名が必要である。理事と社員は兼任可能であるため、最低2名が必要となる。株式会社は1名で設立できることから、設立のハードルが若干高くなる。資金上は有限責任であるが、資本金は無いため、基金を供出した場合にのみ、その範囲内での責任となる。逆に言うと、1円も供出せずに社員となること、すなわち資金上の責任が全くない状態で経営に係ることが可能である。株式会社の場合は、出資金の範囲で有限責任となる。ただし、どちらの法人形態でも、個人補償をつけて借入を行った場合等、無限責任になる事態は発生し得る。決算時期は一般社団法人でも株式会社でも自由に設定することができる。会計処理も共通で複式簿記となる。欠損金の繰越処理については、株式会社と営利型の一般社団法人の場合は可能である。業種については、どちらも定款で定めて登記することになる。意思決定については、一般社団法人では社員総会、株式会社では株主総会となる。議決権については、一般社団法人では基本1人1票であるが、定款で各人の票数を任意に設定することも可能である。株式会社では出資比率により票が割り当てられる。ただし、1株あたりの比率を変更することは可能である。事業において利益が出た場合、一般社団法人では、その利益を社員に分配することは出来ない。株式会社では、配当などの形で出資者である株主に配当することができる。資金調達法としては、一般社団法人では基金として集めることが可能である他は、金融機関からの借入等となる。株式会社では、金融機関からの借入、社債発行、株式公開などが考えられる。

第1表 設立にかかわる株式会社と一般社団法人の手続き等の違い

	株式会社	一般社団法人
組織形態	法人	法人
登録免許料	15万円（又は資本金の7/1000の多い方）	6万円
定款認証代	3~5万円	5万円
資本金	1円以上	不要
最低構成員数	取締役1名以上	社員2名理事1名（理事と社員の兼任可能）
資金上の責任	出資金の範囲内で有限	基金を拠出した場合はその範囲内で有限
決算時期	自由	自由
会計処理	複式簿記	複式簿記
繰越欠損金	青色申告の場合10年	営利型は可能
業種	定款で定める	定款で定める
意思決定	株主総会（基本出資比率による、属人的に変えることは可）	社員総会（基本1人1票、複数票与えることは可）
利益分配	出資比率に応ずる	不可
資金調達	金融機関からの借り入れ、社債発行、株式公開	基金を集める、金融機関からの借入

## 3. 社員総会について

一般社団法人での意思決定機関についてみていく。本題に入る前に用語の整理を行う。第2表に株式

会社と一般社団法人の用語の比較表を掲載した。株式会社の株主に相当するものは、一般社団法人では社員となる。株主は出資することで株を持つことになる。社員は、一般社団法人の経費を負担すると規定されているが、出資という行為をすることはない（出資については拙稿<sup>4)</sup>を参照されたい）。株主と社員の両者とも、人または法人が構成員となる。意思決定機関としては、株主総会と社員総会がある。それぞれの総会では、法人業務を執行させる者として取締役又は理事を選定する。またその選定された者の中から、代表者である代表取締役や代表理事を選定する。一般業務を担当する労働者として、株式会社では社員を、一般社団法人では職員を雇用する。

第2表 株式会社と一般社団法人の構成員名称比較

株式会社	一般社団法人
株主	社員
株主総会	社員総会
取締役	理事
代表取締役	代表理事
取締役会	理事会
社員	職員

第3表に一般社団法人の構成パターンを記した。一般社団法人の設立要員（最低社員2名と理事1名必要）より、社員総会と理事は必ず必要となる（パターン①）。理事の監査を行う監事の設置は任意である（パターン②）。監事を設置した場合は、会計監査人を設置することが可能である（パターン③）。監事を置いた場合は理事会を設置することが可能となる（パターン④と⑤）。

第3表 一般社団法人の構成パターン

パターン	社員総会	理事	監事	会計監査人	理事会
①	○	○			
②	○	○	○		
③	○	○	○	○	
④	○	○	○		○
⑤	○	○	○	○	○

社員総会では、理事会設置の有無により議決できる内容が異なってくる。理事会非設置一般社団法人では、法人法第三十五条一項により、法人法に規定する事項および一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることが可能である（注5）。したがって、社員総会は一般社団法人の最高議決機関となる。理事会設置一般社団法人では、同法同条2項により、法人法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議をすることができる基本的な意思決定機関となり、業務執行に関する事項は理事会での決定事項となる（注6）。議決事項の一覧を第4表にまとめた。社員総会の決議要件は第四十九条で、社員の過半数出席で、出席者の議決権の過半数での採決となる普通決議と、同条二項で規定の総社員の半数以上（議決権の半数以上ではない）の出席と、総社員の議決権の3分の2以上の賛成で採決となる特別決議がある。

## 第4表 理事会設置一般社団法人の議決事項

1. 普通決議の事項		
* 議決要件：総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数		
条	項	
55		理事等提出資料及び財産状況の調査者選任
63		理事・監事・会計監査人の選任
66		理事の任期短縮
89		理事の報酬額
105		監事の報酬額
109	2	会計監査人の出席を求める決議
113		理事の責任免除、退職慰労金の支給
126		計算書類の承認
141		基金の返還
209		清算人の選任
239		定款規定が無い場合の残余財産の帰属
2. 特別決議の事項		
* 議決要件：総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上		
条	項	
30		社員の除名
70	1	理事・監事・会計監査人の解任
113	1	理事・監事・会計監査人の責任の一部免除
146		定款の変更
147		事業の全部の譲渡
148	3	解散
150		継続
247,251,257		吸収合併及び新設合併契約の承認

## 4. 理事の権限と選任・解任について

理事の権限としては、業務執行権限と代表権限があり、理事会設置の有無で異なってくる。理事会非設置一般社団法人の場合、理事の過半数をもって業務執行を決定する。代表権限は各理事に等しく備わっている。代表権限をもつ理事を一人と設定することも可能である。理事会設置一般社団法人の場合、業務の意思決定は理事会で、業務執行は代表理事及び業務執行理事が担当することになる。代表権限は、理事会が選定した者のみが有することになる。

理事の選任は、社員総会の普通決議で行われる（第4表）。理事の解任は、いつでも社員総会の決議により可能である。ただし、その解任に正当な理由がない場合は、解任された理事は解任によって生じた損害の賠償を請求することが可能である。

## 5. 給与・報酬の支払いについて

一般社団法人における社員は、株式会社の株主に似た存在であり（第2表）、一般社団法人に労働力を提供しているわけではないので、労働の対価である給与を受け取ることは出来ない。また一般社団法人は、定義上非営利団体であるため、社員は利益の配分を受けることも出来ない。理事は、法人の業務を執行しているため、その執行業務に対する報酬を受け取ることが可能である。職員は、株式会社の社員に相当する存在であり労働力を提供するため、給与を受け取ることができる。一般社団法人の形で起業したアントレプレナーは、理事として報酬を得ていくことになるであろう。

## 6. 提供するサービスについて

非営利団体とはいえ、一般社団法人の運営には経費が掛かることから、収益事業を実施する必要がある。収益事業において提供するサービスとしては、たとえばコンサルティングのようなものが考えられる。この場合は、顧客に「会員」となっていただき、「会費」を徴収することで、「ノウハウ」などを提供するという形態になる。ノウハウの提供に付随して、標準物質や試供品などの「商品」を販売することも考えられる。

## 7. 運転資金について

一般社団法人の場合、資本金が無い場合、初期の運転資金が不足する。一般社団法人の活動資金調達手段としては、「基金」の制度がある（法人法第百三十一条から第百四十五条）。基金は、社員や、社員以外の第三者から集められ、法人の活動資金となる。基金の募集を行う場合は、定款への記載が必要となる。株式会社の出資とは異なり、基金を供出しなくとも社員になることは可能である。また逆に基金を供出したとしても、社員になる必要は無い。そのため、社員就任を希望しない基金供出者には、「特別会員」のような身分を提供して、それに見合うサービスを提供するという運用になるであろう。基金には、提供者への返還義務がある。集められた基金の返還は、社員総会の普通決議事項となっている。

## 8. 大学発ベンチャーの創業時に望ましい形態について

一般社団法人の場合、基金制度を利用することで、株式会社と異なり、創業者は資金を供出することなく事業を始められる可能性がある。しかしながら、資金を供出しないということは、事業が破綻し自己資金が回収できなくなるという、いわゆる失敗時のリスクを取る必要がない、ということと同義である。リスクを取る必要がない、ということは事業に対する覚悟が弱くなるであろう。また理事会の制度設計上、資金を供出するというリスクを取らない者が法人の権限を確保することが可能である。これは経営上望ましくはない。社員総会の特別決議事項についても、供出資金と票数が比例していないため、株式総会の場合は株数が票数に比例するというように、供出金額に応じて発言権が比例するが、一般社団法人の場合、供出金額と発言権は比例せず、内部政治に卓越するものが主導権を取ってしまう、といった問題も発生しうる。

とはいえ、一般社団法人は、非営利認定されると税金の優遇措置があること、基金を募ることで、基金を供出した顧客に「法人運営に参加している」という満足感を提供しうることなどのメリットも大きい。株式会社か一般社団法人か、形態のメリット・デメリットをよく検討して、創業時の形態を決めていくことを提案する。

## 注

(注1) 一般社団法人社会実装推進センターホームページ：<https://jissui.or.jp/>, 2024/9/27 閲覧

(注2) 経済産業省ホームページ：[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/shiftx/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/shiftx/index.html), 2024/9/27 閲覧

(注3) 経済産業省ホームページ：

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/shiftx/events/events002/](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/shiftx/events/events002/), 2024/9/27 閲覧

(注4) 中央教育審議会答申、初等中等教育と高等教育との接続の改善について、平成11年12月16日：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/991201.htm), 2024/9/27 閲覧

(注5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十五条 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

（注 6）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十五条第二項 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

## 文献

- 1) 工藤亘, キャリア教育の変遷と職業観・勤労観の形成支援からみた教師の役割に関する研究—キャリア発達段階と体験学習を踏まえた自己冒険力の育成を視座に—, 教育実践学研究, 20, 83-99 (2017)
- 2) 岡村慶, 野口拓郎, 岡村千恵子, 大学発ベンチャー設立時の諸手続きと問題点について, 高知大学学術研究報告, 67, 91-97 (2018)
- 3) 岡村慶, 野口拓郎, 岡村千恵子, 大学発ベンチャー企業での労働災害補償について, 高知大学学術研究報告, 71, 109-116 (2022)
- 4) 岡村慶, 野口拓郎, 岡村千恵子, 大学発ベンチャー企業での資金調達法について, 高知大学学術研究報告, 69, 75-81 (2020)

令和6年(2024)10月16日受理

令和6年(2024)12月31日発行



